

# 二輪自動車売買契約書

売主\_\_\_\_\_（以下「甲」）と、買主\_\_\_\_\_（以下「乙」）は、次のとおり売買契約（以下「本契約」）を締結した。

（目的物）

第1条 甲は、乙に対し、甲所有の後記自動車（以下「本件自動車」）を売り渡し、乙はこれを買受けた。

（売買代金）

第2条 本件二輪自動車の売買代金の総額は、金\_\_\_\_\_円とする。

<内訳>

車両本体価格 \_\_\_\_\_円

...

（売買代金の支払時期およびその方法）

第3条 売買代金の支払は、令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日までに、甲指定の銀行口座へ振込により支払うものとする。

（名義変更）

第4条 本件二輪自動車の売買による名義変更は、双方協議の上定めるものとする。

名義変更期日 令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

（引渡し）

第5条 本件二輪自動車の引渡しは、本件自動車の引渡し日時および場所については、甲指定の銀行口座へ振込確認後、双方協議の上定めるものとする。

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

場所 \_\_\_\_\_

（費用負担）

第6条 本件二輪自動車の引渡し時までに生じる諸費用については、原則として各自の負担とする。ただし、次の各号の費用については、乙の負担とする。

- 自動車税
- 自賠責保険料
- 登録名義変更申請手続きに伴う諸費用

（危険負担）

第7条 本契約締結後、本件二輪自動車引渡し前に甲の責に帰することのできない事由により滅失または毀損した場合は、本契約は遡及的に効力を失うものとする。

（瑕疵担保責任）

第8条 甲は、瑕疵担保責任（瑕疵修補請求・代金減額請求・損害賠償請求・契約の解除）を負担しないものとする。

2 ただし、甲が故意に瑕疵のあることを乙に告知しなかった場合はこの限りではない。

（第7条 乙は、本契約締結後、本件自動車に隠れた瑕疵があることを発見した場合、瑕疵

補修もしくは代金減額の請求または損害賠償の請求をすることができる。

2 前項の瑕疵により本契約の目的を達することができない場合、乙は本契約を解除することができる。

3 前2項の瑕疵担保期間は引渡し日より、\_\_\_\_\_日とする。)

(協議事項)

第9条 本契約に定めがない事項、または本契約条項に解釈上疑義を生じた事項については、双方協議の上解決するものとする。

(本件二輪自動車の表示)

登録番号  
車名  
型式  
車台番号  
登録年月日  
車検満了日  
走行距離

以上、本契約の成立を証するため、この契約書を2通作成して、双方署名捺印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

売主(甲) 住所

氏名

買主(乙) 住所

氏名